

宇宙活動法の見直しに向けた要望(今回は有人宇宙輸送に限る)

2024年12月19日
一般社団法人Space Port Japan

要望

有人宇宙輸送の実現に向けて、複数の民間企業が輸送機の開発および事業推進を行っており、日本としても制度上の対応が必要となっている。

2020年代後半には有人機による試験飛行が開始される計画もあるため、今回の宇宙活動法見直しのタイミングで、有人宇宙輸送についても取り込んでいただきたい。

上記を要望する背景や理由について

1. アメリカ、ロシア、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド等が有人宇宙輸送に関する取り組みを既に行っている、もしくは準備を進めている現状で、今後も世界的な動きが加速することが予測される。
2. 日本においても、2020年代後半に日本企業による有人飛行の実証が計画されており(例: 将来宇宙輸送システム株式会社の最新事業計画では、2028年に二人乗りのサブオービタル有人機による試験飛行を予定)、2030年代には本格的な商業サービスの開始が予定されている。2030年以降の宇宙活動法見直しのタイミングでは間に合わない。
3. また、海外との連携も動き始めており、これらの取り組みも見据えて法制度が必要な状況。(例: Sierra SpaceのDream Chaserが種子島からの打ち上げ可能性について検討中)
4. 既にFAA主導で国際的なルール作りが動き始めており、国際的な議論の場に日本もいる必要がある。